



栃木県公報

平成29年
1月10日(火)
第2849号

目次

告示

- 土地改良区定款変更の認可…………… 5
○土地改良区の新規土地改良事業施行の認可…………… 5
○県営土地改良事業計画変更の決定…………… 5

告示

栃木県告示第2号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成29年1月10日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	認可年月日
小山市美田東部土地改良区	平成28年12月19日

栃木県告示第3号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良区の新規土地改良事業の施行を認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

平成29年1月10日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	事業名	認可年月日
小山市美田東部土地改良区	小山市美田東部地区（伊保沼）土地改良（区画整理）事業	平成28年12月19日

栃木県告示第4号

次の事業の土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定については、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第6項の審査請求をすることができる。

平成29年1月10日

栃木県知事 福田 富一

事業名	縦覧期間	審査請求期限	所轄農業振興事務所
県営中山間茂木南部（青梅）地区土地改良（区画整理）事業	平成29年1月11日から 同年2月7日まで	平成29年2月22日	芳賀農業振興事務所

(農地整備課)